

# 告 示

## 埼玉県告示第百九号

測量計画機関である東京都から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

東京都

### 二 作業種類

公共測量（数値撮影、修正数値図化）

### 三 作業地域

東京都（二十三区部、多摩部全域）、埼玉県（秩父市、飯能市、入間市、所沢市、三芳町、新座市、志木市、朝霞市、和光市、戸田市、蕨市、川口市、草加市、八潮市及び三郷市の都県境周辺部）、千葉県（松戸市、市川市及び浦安市の都県境周辺部）、神奈川県（川崎市、横浜市、相模原市の都県境周辺部）、山梨県（上野原市、小菅村、丹波山村の都県境周辺部）

### 四 作業期間

令和五年一月二十三日から令和七年三月三十一日まで